

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀県後期高齢者医療広域連合

公表日

平成29年2月28日

基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務	
事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
事務の概要	<p>< 事務内容 > (詳細は、「全項目評価書(別添1)事務の内容」を参照) 後期高齢者医療制度では、佐賀県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)と市町が連携して事務を行う。</p> <p>基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域連合：被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付 ・ 市 町：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収 <p>であり、特定個人情報ファイルを取扱う事務は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格管理業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者証等の即時交付申請 (2) 住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 2. 賦課・収納業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保険料賦課 (2) 保険料収納管理 3. 給付業務 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)
システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) 標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町に設置される窓口端末で構成される。 2. 中間サーバー 中間サーバーとは、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等のこと。
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条及び別表第一第59号 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条 3. 住民基本台帳法第30条の9
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	{ 実施する } < 選択肢 > 1)実施する 2)実施しない 3)未定
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80、81 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、26、27、30、33、39、42、58、62、80、82、87、93 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条

	<p>2. 高齢者の医療に関する法律第 165 条の 2 (社会保険診療報酬支払基金 (以下「支払基金」という。) 又は国民健康保険団体連合会への事務の委託)</p> <p>(照会) 第 1 項第 1 号 (提供) 第 1 項第 2 号 (委託) 第 2 項</p> <p>広域連合は高齢者の医療に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	業務課
所属長	業務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒840 - 0201 佐賀市大和町大字尼寺 1870 番地 佐賀県後期高齢者医療広域連合 総務課 郵送の場合の宛先についても同じ
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	
連絡先	〒840 - 0201 佐賀市大和町大字尼寺 1870 番地 佐賀県後期高齢者医療広域連合

しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30 万人以上] < 選択肢 > 1)1,000 人未満 (任意実施) 2)1,000 人以上 1 万人未満 3)1 万人以上 10 万人未満 4)10 万人以上 30 万人未満 5)30 万人以上
いつの時点の計数か	平成 27 年 6 月 2 日時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は 500 人以上か	[500 人未満] < 選択肢 > 1)500 人以上 2)500 人未満
いつの時点の計数か	平成 27 年 6 月 2 日時点
3. 重大事故	
過去 1 年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] < 選択肢 > 1)発生あり 2)発生なし

しきい値判断結果

1. 対象人数
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。

(別添1) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
H29.2.28	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②事務の概要	見出し<事務概要>は項番3までを記載	「4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)」を追記 「2. 中間サーバー ※ 中間サーバーとは、加入者の資格履歴情報と被保険者番号の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等のこと。」を追記 「3. 住民基本台帳法第30条の9」を追記 [実施する]	事前	
H29.2.28	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ②システムの名称	項番1までを記載		事前	
H29.2.28	I 基本情報 3. 個人番号の利用 ①法令上の根拠	1. 番号法 第9条及び別表第一第59号 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条 [実施しない]		事前	
H29.2.28	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	記載なし		事前	
H29.2.28	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	記載なし	全文追記	事前	